

森友事件は未解決!

怒りのデモを!

第85回



11月23日(土)

午前11時集会、野田中央第2公園

11時40分 デモ出発※阪急庄内駅まで、

12時20分ごろ解散

阪急宝塚線の庄内駅から線路ぞいに北、宝塚方向へ歩き二つめの信号を左折すると庄内さくら学園中、そのとなりが野田中央公園と第2公園。庄内駅から徒歩約12分

財務省は森友事件の公文書を開示しろ!

赤木雅子さんの三つめの裁判が10月18日に結審しました。判決は2025年1月30日です。この三つめの裁判は、「真実が知りたい」と赤木雅子さんが、財務省が持っている森友事件に関する公文書の開示を求めている裁判です。

これまで、国・財務省は、将来の犯罪に影響するから開示しないと言ってきました。つまり、公文書改ざんという犯罪が将来において行われ、その手口が明らかになるから開示できないと言っているようなものです。まったく理屈にもならないへ理屈です。ところが1審の大阪地裁は国の主張を丸のみして、不開示は適法との判断を出しました。そして今、大阪高裁控訴審なのです。

総務省の審査会の答申すら無視する財務省!!

この間、赤木さんは国・総務省の情報公開・個人情報保護審査会に不服申し立てをおこない、審査会は財務省に不開示決定を取り消すよう答申を出しました。にもかかわらず、再度、財務省は理由説明もなく不開示とし、その公文書の存在の有無すらも言えない(存否応答拒否)という態度をとっています。

国・総務省の情報公開・個人情報保護審査会の答申に反する決定をおこなったケースは0.1%程度で、文書の存在を明らかにしないケースは皆無であるにもかかわらずです。

将来の刑事事件の捜査に影響を及ぼす・・・?

「将来の捜査に影響」って、具体的にどんなことが想定できるでしょう? 公文書改ざんという犯罪を起こそうとする者が、将来現れ、どのようにすれば犯罪とされないような手口を考えることができるということなのではないでしょうか?

赤木雅子さんは夫の俊夫さんがどのような経緯で、改ざんを強いられたか知りたいだけと仰っておられます。その思いをはねつけるために編み出した口実でしかありません。

大阪高裁が、赤木雅子さんの思いを真摯に受け止めて、公文書開示を認める判決を出すことをもめまします。

【赤木雅子さん裁判】
公文書公開請求裁判
控訴審判決

◇2025年1月30日(木)

午後2時～

◇大阪高裁 202号法廷

森友事件とは

森友学園が「教育勅語」を用い天皇制による軍国主義的教育をするためにつくろうとした「瑞穂の國記念小學院」。その用地が国から8億円もの大幅で不当な値引きがされて、払い下げられたというものです(2017年2月発覚)。その背景には安倍元首相の妻、安倍昭恵から財務省に対する働きかけや、前大阪府知事松井一郎(大阪維新)による違法な認可がありました。

安倍昭恵や政治家の関与を示す証拠を消すために、公文書改ざんという犯罪行為が行われたのです。その公文書改ざんに加担させられた近畿財務局職員の赤木俊夫さんが、罪の意識から自死に追い込まれました。

遺された妻の赤木雅子さんは、夫が自死に追い込まれた真相を知りたい一念で、国にたいして損害賠償の裁判を起こしましたが、岸田政権は真相を隠すために2021年12月に「認諾」という形で裁判を強制終了させて真実を明らかにされないことが続いています。

「森友学園疑獄」を許すな! 実行委員会 【連絡先】 FAX 06 6304 8431